

業 務 委 託 契 約 書

委託者 大阪府立山田高等学校（以下『甲』という。）と、受託者（以下『乙』という。）とは、次の条項により委託契約を締結し、信義に従い誠実に履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は、校内作業を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（委託内容）

第2条 乙は、甲が別添に定める仕様書に基づき、最善を尽くし業務を履行するものとする。

2 甲及び乙は、業務の内容等について、協議のうえ見直すことができる。

（委託料）

第3条 業務委託料は、_____円とする。

2 前項に定める委託料は、月額払いとする。

3 契約に基づく当該業務を甲乙は乙の都合により履行できない場合は、当該業務不履行分を契約金額から控除するものとする。

（作業場所等の使用）

第4条 業務の処理に伴う更衣室、ロッカー、光熱水費、賃借料は、原則無償とする。

（委託と下請けの禁止）

第5条 乙は、この契約によって委託された業務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者譲渡又は継承させてはならない。

（守秘義務）

第6条 乙又は就業者は、この契約の業務実施に当たり知り得た機密又は個人情報を、第三者に漏らしてはならない。この契約が終了又は解除された後においても同様とする。

（契約の履行）

第7条 乙は本契約の履行にあたり、関係諸法令を遵守するとともに、本契約の趣旨に従い誠実に履行しなければならないものとする。

2 業務は、甲の指揮命令を受けずに独立して処理できる内容であり、業務遂行方法は、乙の会員が行うものとする。

3 甲の雇用する労働者と混在して、同一の業務処理を行わないものとする。

4 甲は、甲の就業規則やサービス規則等を乙の会員に義務づけられないものとする。

5 就業中や就業途上で被った傷害については、乙が加入する傷害保険を適用する。

なお、労働災害保険は適用されない。

(損害賠償保険)

第8条 乙は、業務の実施に関し、自己又は従事者の故意又は過失により、甲又は第三者に対して損害を与えたときは、甲乙協議のうえ、その損害を賠償する責任を負うものとする。ただし、乙が加入する賠償責任保険の補償範囲においてのみ賠償責任を負うものとする。なお、天災その他自己の責めに帰することのできない事由による場合は、この限りではない。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 2 乙が、正当な理由なくこの契約を誠実に履行しないとき、又は、履行する見込みがないと甲が認めるとき。
- 3 甲又は乙が、この契約の履行に関して、不正な行為をしたとき。
- 4 甲又は乙が、契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき。
- 5 その他、本契約期間中において契約解除を行うときは、1ヶ月前の正当な理由の通知をもって解除することができる。

(契約の変更)

第10条 この契約の締結後、経済情勢及び市況の変動により、契約金額が不相当と認められるときは、甲乙協議のうえ、契約金額等を変更することができる。

第11条 乙は、本受託業務中における就業者の災害及び事故発生に対して、全責任を負うものとする。ただし、甲の責任に帰する事由による場合は、その限りではない。

(疑義等の決定)

第12条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和5年4月1日

所在地 大阪府吹田市山田東3丁目28番1号
甲 名称 大阪府立山田高等学校
代表者 校長 佐々木 啓

所在地
乙 商号又は名称
代表者